

「上下水道災害時支援協力員制度」

まちづくりの目標	4	自然と共生するまち	政策	2	うるおいのあるまちづくり	施策	2	水道水の安定供給	基本事業	1	水道事業の健全な経営	事務事業	2	水道事業経営管理業務
会計	水道事業会計		目	施設整備費		担当課	上下水道部 水道課							

背景と目的

上下水道事業は、文化的で衛生的な生活を営むうえで欠かすことのできない重要なライフラインであり、災害時など不測の事態においても、被害を最小限にとどめ、市民生活や経済活動の維持に不可欠な水の安定供給や、確実な下水処理を維持することが使命です。

上下水道部では独自の「災害対策計画」や「応急対応マニュアル」を作成し、訓練を積極的に行いながら災害に備えています。近年の団塊世代の大量退職や行財政改革に伴う職員数の減少などにより、災害発生時には、市民からの電話対応や施設被災状況の把握、応急対応などに人手がとられ、避難施設等での応急給水活動は市民有志の協力で頼らざるを得ない状況となっています。

一方、上下水道部退職者よりボランティアとして災害時協力の申し出があったことから、豊富な知識と経験、技能を持つ上下水道部OBに『災害時支援協力員』として協力を頂き、被害状況の把握や応急給水活動への支援してもらい、災害時の体制を強化するものです。

「上下水道災害時支援協力員制度」について

○支援協力員の要件

- ① 原則満70歳未満であること。
- ② 上下水道部を経験し退職した元帯広市職員であること。
- ③ あらかじめ上下水道部に「支援協力員」として登録した者であること。

○支援協力員の登録

- ① “支援協力員登録申込書”を公営企業管理者に提出。
- ② 公営企業管理者が“腕章”“ベスト”を貸与、“登録証”を交付。
- ③ 登録有効期間は原則満70歳に達した最初の3月31日まで
ただし、支援協力員に継続の意思があり、健康状態等を勘案し、活動を継続できると公営企業管理者が判断した場合は、70歳を経過しても登録の延長が可能とする。
- ④ 有効期間内において登録を辞退する場合は、管理者に届け出るとともに貸与物を返却する。

○支援協力員の活動内容

【通常時】

- ・災害時に備え、各種災害訓練等に可能な限り参加するよう努める。

【災害発生時】

あらかじめ指定された集合場所へ自主的に参集し、以下の事項について、上下水道部職員を補助する。

- ・ 応急給水拠点における市民への応急給水活動。
- ・ 応急給水拠点における市民からの情報収集。
- ・ 応急給水拠点区域内における保安作業。
- ・ 本部からの依頼に基づく対応。

○支援協力員の報酬

- ・ 支援協力員の支援活動に対する報酬は無償。
- ・ 支援活動に係る交通費については、支援協力員の負担

○支援協力員の保険加入

帯広市上下水道部は、支援協力員の支援活動時の事故等に備え、
(福)全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入する。

ケガの保障	死亡保険金	1,200万円	
	後遺障害保険金	(限度額) 1,200万円	
	入院保証金(日額)	6,500円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円	
	特定感染症の補償	後遺障害、入院、通院の補償金額に同じ	
(特定感染症) 葬祭費用保険金	(限度額) 300万円		
賠償責任保険金 (対人・対物)		(限度額) 5億円	

※保険金の例
(福)全国社会福祉協議会
「ボランティア活動保険」
パンフレットより

○実施予算

項目	単価 (円)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		備考
		数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	
保険料	430	40人	17,200	50人	21,500	60人	25,800	H27保険料に準じて計算 半額助成制度が継続されるかは現時点で不明
腕章	864	40枚	34,560	10枚	8,640	10枚	8,640	
ベスト	2,592	40着	103,680	10着	25,920	10着	25,920	
合計			155,440		56,060		60,360	

○今後について

市内12箇所の各応急給水拠点に、支援協力員5名(2名×2組+連絡員1名)を配置できるよう、今後さらに支援協力員の賛同を募り、災害時体制の強化を図ります。